

スポーツ及び教育分野に関する連携・協力に関する包括協定書

狛江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と専修大学スポーツ研究所（以下「研究所」という。）は、スポーツ及び教育分野に関する相互の包括的な連携・協力により、地域社会の発展に資するため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、教育委員会及び研究所が包括的な連携・協力のもと、スポーツ及び教育の分野における人的交流、知的・物的資源の相互活用を図り、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 教育委員会及び研究所は、前条の目的を実現するために、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）スポーツ及びスポーツ医科学研究・教育に係る人的交流の促進に関すること。
- （2）人的・知的資源及びスポーツ施設等の物的資源の相互活用に関すること。
- （3）スポーツ医科学・教育に係る調査研究及び事業の共同実施に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、前条の目的を実現するために必要な連携・協力を資する事項

（守秘義務）

第3条 教育委員会及び研究所は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の目的以外の目的に利用してはならず、また本協定の有効期間中及び有効期間終了後に関わらず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（連絡担当者）

第4条 第2条各号に掲げる連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、教育委員会及び研究所は連絡担当者を定め、連携協力を進めるにあたり必要な連絡調整を行う。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の3か月前までに、教育委員会及び研究所のいずれからも異議の申出がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会及び研究所が協議し、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名のうえ、各自1通を所持する。

令和5年6月5日

教育委員会
狛江市和泉本町一丁目1番5号
狛江市教育委員会
教育長（柏原 聖子）

柏原聖子

研究所
川崎市多摩区東三田2丁目1番1号
専修大学スポーツ研究所
所長（佐藤 満）

佐藤満